

○追手門学院大学大学院長期履修制度に関する授業料等納付内規

2014年7月4日

制定

(主旨)

第1条 本内規は、追手門学院大学大学院学則（以下「本大学院学則」という。）第43条第1項・第4項及び追手門学院大学大学院長期履修に関する規程（以下「長期履修に関する規程」という。）第6条、追手門学院大学授業料等納付規程（以下「授業料等納付規程」という。）第4条第4項に基づき、長期履修制度許可学生（以下「長期履修学生」という。）の授業料等納付金の金額及び納付について定める。

(長期履修学生の授業料等)

第2条 長期履修に関する規程第5条により許可された長期履修学生の授業料等は、本大学院学則第43条第1項（別表第2）に定める前期・後期授業料等の総額に標準修業年限を乗じたその額を長期履修期間で除した額とし、入学時に長期履修制度を許可された者の長期履修期間毎の授業料等は別表第1のとおりとする。ただし、入学時納付金は標準修業年限での授業料等とし、長期履修に関する規程第5条により許可された後、長期履修期間で除した授業料等との差額を返還するものとする。

2 長期履修に関する規程第2条第3項による在學生については、既納付授業料等を除いた総額を希望する長期履修期間で除した額とし、在学年数を含めた在学年限以内で計算する。

(授業料等の再計算)

第3条 在学中に授業料等の改定がある場合及び長期履修期間の変更が許可された場合は、授業料等を再計算し、書面にて通知するものとする。

2 長期履修制度に関する規程第9条に定める事由により長期履修許可が取り消された場合には、当該年度までの既納付授業料等と本大学院学則第43条第1項（別表第2）に定める標準修業年限での授業料等との差額を速やかに納付しなければならない。

(授業料等の減免)

第4条 本大学院学則別表第2（第43条第1項関連）に定める社会人入試による入学者等社会人学生に対する授業料減免取扱基準及び別に定める教職員親族の学費減免規程については、本長期履修制度との併用を認めない。

2 本大学院学則第43条第4項に基づき、同条第2項及び第3項に定める論文審査のための在学による授業料等の減免については、長期履修期間の終了後、本大学院学則第13条に定める在学年限を超えないで在学できる場合は、標準修業年限での授業料をもって適用

することとする。

(授業料等納付規程の準用)

第5条 授業料等納付に関して、本内規に定める事項のほかは、授業料等納付規程を準用する。

2 前項の規定に関わらず、授業料等納付規程第7条及び第8条・第9条に定める「授業料等の分納及び延納」において、長期履修学生については延納のみを準用し、分納はこれを認めない。

3 第1項の規定に関わらず、長期履修学生が休学を申し出た場合の授業料は、授業料等納付規程第11条に定める標準修業年限での授業料を、第2条第1項に規定した授業料に読み替えて適用する。

4 第1項の規定に関わらず、長期履修学生には授業料等納付規程第19条に定める学費減免特例措置を適用しない。

(内規の改廃)

第6条 この内規の改廃は、常任理事会の議を経て行う。

(事務の所管)

第7条 この内規に関する事務は、財務課が行う。

附 則

この内規は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2015年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、2017年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関連)

長期履修期間別授業料等

大学院学生前期・後期別授業料等納付金		修士・博士 前期課程授 業料等計	標準修業年 限 2年(×2)	長期履修3 年 (1/3)	長期履修4 年 (1/4)	
13年度より適用の授業料	前期	300,000	600,000	200,000	150,000	下段は心理 学専攻の金 額
		330,000	660,000	220,000	165,000	
	後期	300,000	600,000	200,000	150,000	
合計		600,000	1,200,000	400,000	300,000	

		630,000	1,260,000	420,000	315,000	
--	--	---------	-----------	---------	---------	--

大学院学生前期・後期別授業料等納付金		博士後期 課程授業 料等計	標準修業 年限 3年(×3)	長期履修 4年 (1/4)	長期履修 5年 (1/5)	長期履修 6年 (1/6)	
13年度より適用の授業料	前期	300,000	900,000	225,000	180,000	150,000	下段は心 理学専攻 の金額
		330,000	990,000	247,500	198,000	165,000	
	後期	300,000	900,000	225,000	180,000	150,000	
合計		600,000	1,800,000	450,000	360,000	300,000	
		630,000	1,890,000	472,500	378,000	315,000	